

常任委員の所属変更

■ 委員会所属変更の申出（1月29日付）

○有村 俊彦 議員（立民フ）

こども青少年・教育委員会 → 建築・都市整備・道路委員会

○大野 トモイ 議員（立民フ）

建築・都市整備・道路委員会 → こども青少年・教育委員会

委員会条例第6条第4項に基づき、同日付で議長において変更した。

参考 横浜市会委員会条例（抜粋）

（委員の所属及び選任）

第6条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、市会の同意を得た場合は、議長は、常任委員とならないことができる。

2 常任委員、運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく指名することができる。

3 常任委員及び運営委員の任期満了に伴う前項の指名は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

4 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく変更することができる。

5 第2項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を市会に報告しなければならない。

6 第4項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項から第4項までの規定の例による。